第21回森吉山麓高原自然再生協議会 報告 協議事項

1 報告事項

- (1) 平成28年度モニタリング調査の結果について 【資料 1-1】
- (2) 平成28年度事業の実績について 【資料1-2】
 - ①県単事業 (保育業務委託)

事業内容 下刈 2.6ha (列状・島状植栽地)

補植 200 本 (ブナ150 本、トチノキ 25 本、ミズナラ 25 本)

事業費 918 千円

受託者 山一林業株式会社

②自然環境学習

野生鳥獣センター運営協議会との連携で植樹活動等を実施

6/12 日本野鳥の会秋田県支部と共催(野鳥観察、植樹活動)

9/1~9/30 企画展示(自然再生パネル展)

- (3) 自然再生専門家会議について 【環境省HP資料】
 - 9/1、2 場所:現地(北秋田市)、意見交換会(秋田市内) 自然再生専門家委員、関係省庁、自然再生協議会委員、事業実施者 が出席し、現地調査及び意見交換会を実施
 - 1/10 場所:中央合同庁舎(東京都) 第3期の実施計画の内容説明 主務大臣からの助言は不要という結論

2 協議事項

- (1) 平成29年度事業の計画について
 - ①県単事業 植栽箇所の保育(下刈等) 778千円
 - ②自然環境学習 (野生鳥獣センター運営協議会との共催、継続)
 - ③自然再生協議会 1回
- (2)協議会設置要綱の改正(案)について 【資料2】
- (3) その他

資料1-1 2016年 森吉山麓高原自然再生事業 植栽ブナ等モニタリング結果

調查位置図

方法と期間

植栽:2006年秋

調查期間:

2007~2016年

春季(6月) 獣害・雪害状況確認

• 秋季(10月)… 樹高・径の計測、樹 型の確認、獣害・虫 害の状況確認

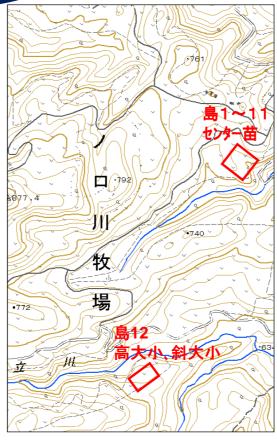


表 一調査区の仕様

苗規格 植え方 堆肥種 バ、完 島1 山採 小 島2 山採 小 バ 島3 山採 小 単 完 島4 山採 小 3本 バ、完 島5 山採 小 3本 バ 島6 山採 小 3本 バ、完 島7 山採 大 島8 山採 大 バ 完 島9 山採 大 島10 山採 小 島11 育苗 極小 単 バ、完 <u>島12 育苗 極</u>小 高大 山採 大 耕耘 単 高小 山採 小 斜大 山採 大 籾殼 斜小 山採 センター育苗 極小 単 無

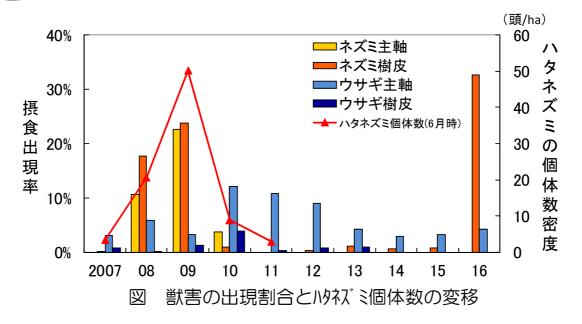
大:100-200cm 小:30-50cm 極小: 20-30cm 3本:3本寄せ植え バ、完:バーク堆肥5kg 完熟堆肥10次

バ:バーク堆肥10kg 完:完熟堆肥20%

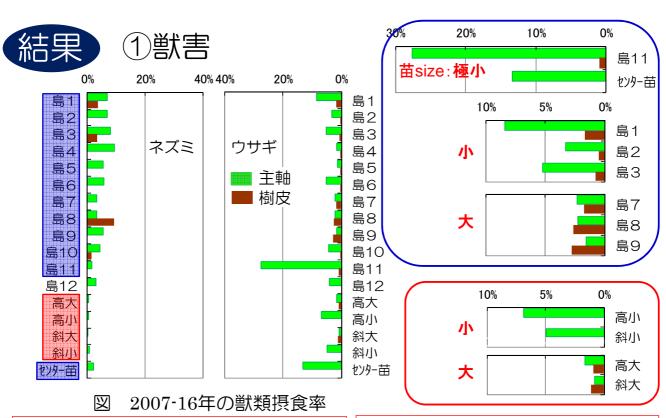
2006秋植栽:島1~10、高大小、斜

2007秋植栽:センター苗 2008春植栽:島11 2008秋植栽:島12

結果 ①獣害



- 獣害は全体に減少傾向だったが、16年ネズミ害
- 16は15ブナ豊作による個体数増が原因か
- なぜ14は被害少ないのか?
- 近年はウサギ害、13年以降は約5%で推移



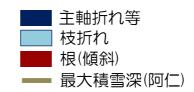
ウサギ摂食率の特徴

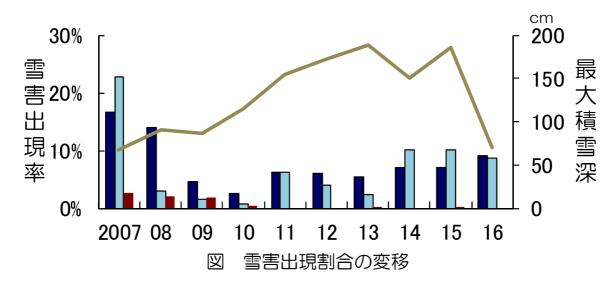
- ■苗高が低いと主軸害、高いと樹皮害
- ■摂食は林縁に近いと多

ウサギの生態

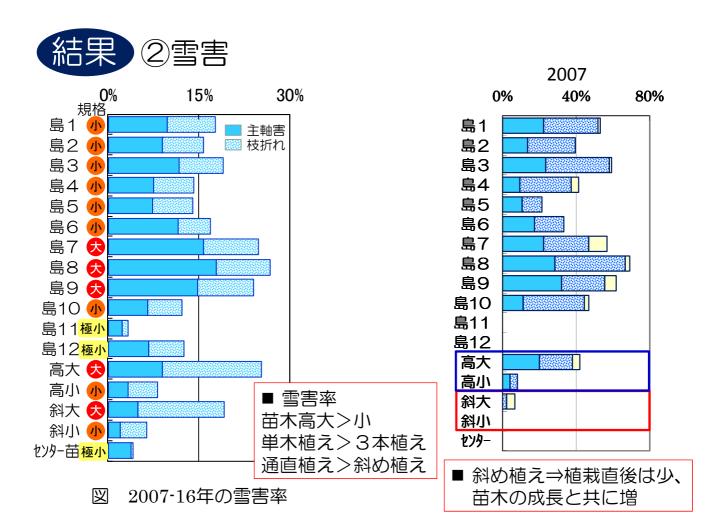
- ■落葉期は木本の冬芽と樹皮を摂食
- ■落葉期目立つので林内に隠れる



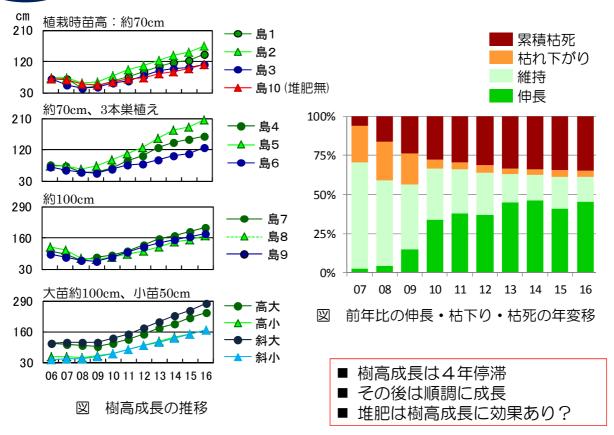


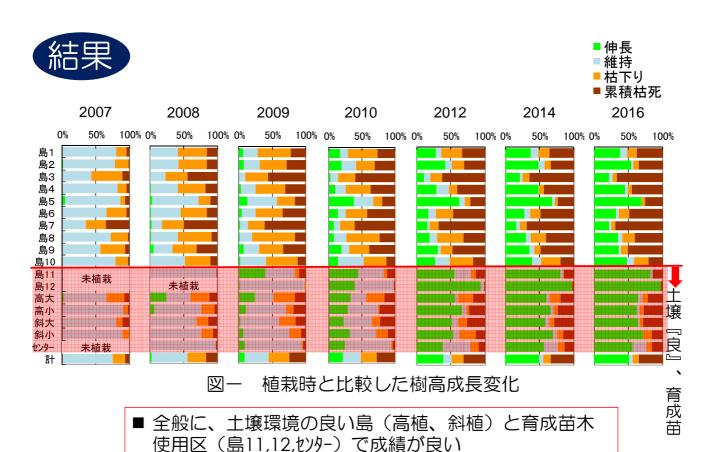


- 雪害の発生は減少傾向だったが、近年やや増加
- 降雪時、繁茂したススキの下敷きとなるケース有り



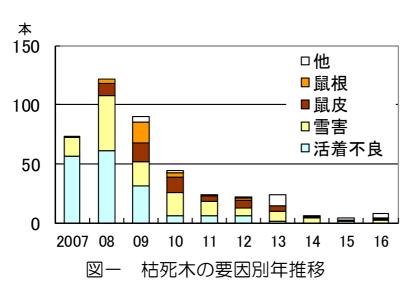
結果 ③樹高成長

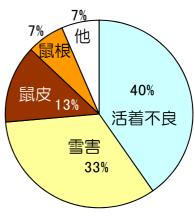




- 土壌と苗木の質が活着に影響することが示唆される
- 堆肥による活着率の向上は認められない(堆肥無=島10)

結果 ④枯死率と要因





図一 枯死要因割合

その他広(2.3%)

ブナ(97.7%)

- 枯死木発生は4~5年で落ち着く傾向
- 活着不良、雪害、ネズミ害が3大要因
- 活着率の向上がカギ

結果 ⑤土壌ブロック移植地





移植作業の様子(2011年)

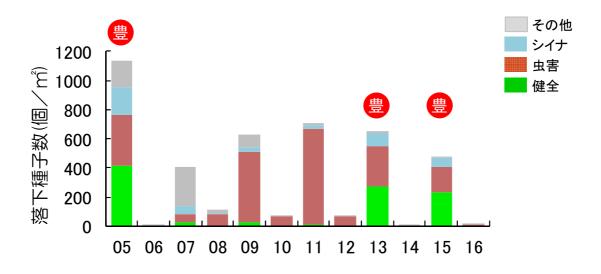


cm 160 n=174 140 162 120 100 80 60 40 15 2011 12 13 14 16

図ー 移植後の苗木サイズ別樹高推移と樹種割合

- 個体数は維持(枯死木数が極めて少)
- 平均樹高は3年目から増加傾向
- 植栽区と比較し、順調に推移

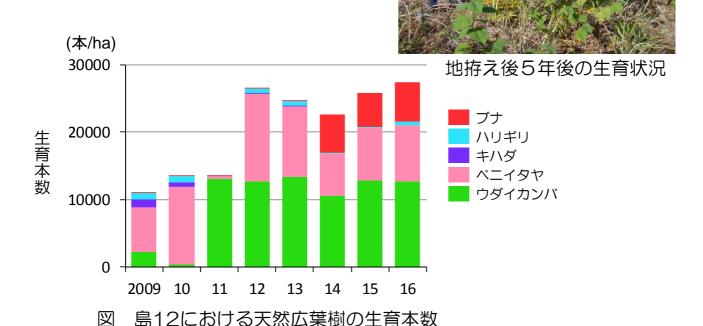
結果 ⑥ブナの結実状況



- 2016年まで隔年での開花が明瞭
- 12年間で豊作は3回確認。間隔は不規則。
- 2017年は混芽皆無、今秋は『凶作』予想

⑦天然広葉樹の定着

- 島12(30×30m)で多くの実生数
- ウダイカンバ、ベニイタヤ等





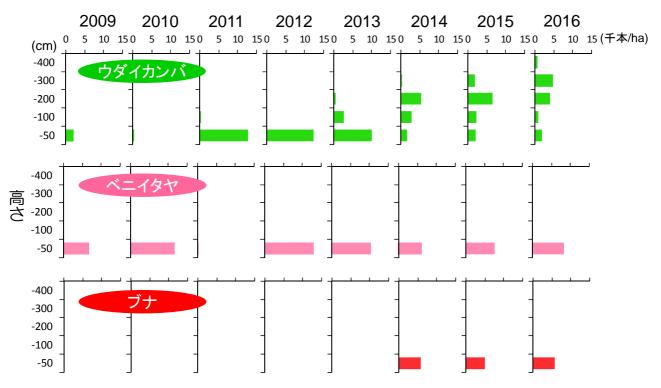
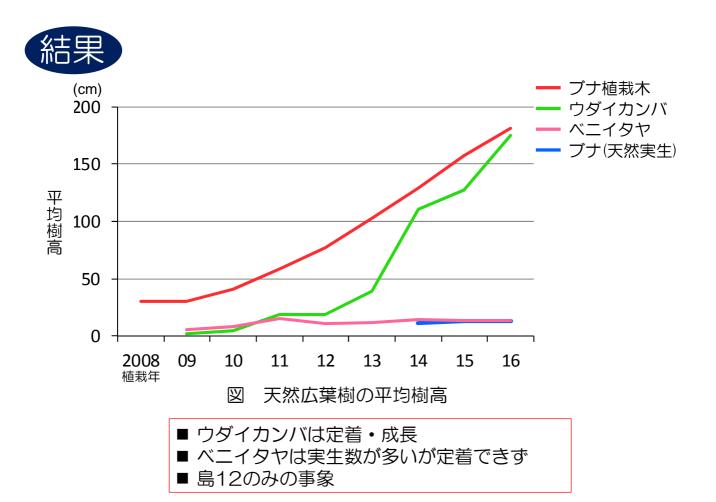
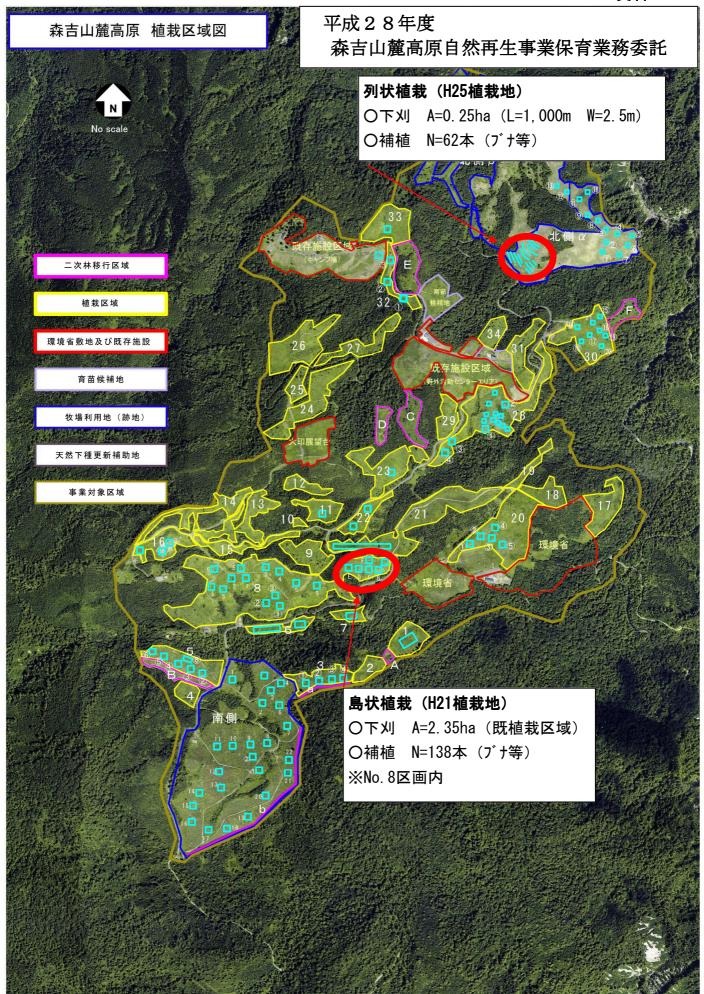


図 天然広葉樹の高さ別生育本数





- ・ 樹高成長が認められるのは5年生頃から
- ・植栽10年目の生存率は約65%
- 枯死要因は、活着不良、雪害、野鼠害
 - →活着率の向上がカギ
 - →育成苗により活着率が向上
 - →劣悪立地での島造成はリスク高い
 - →土壌ブロック移植は生存率が極めて高い がコスト高



実施状況写真

県単事業 (保育業務委託)

〇列状植栽地 (下刈、補植)



〇島状植栽地 (補植)



〇島状植栽地(下刈)



自然環境学習

〇植樹活動(野鳥観察会)6/12





実施状況写真

県単事業 (保育業務委託)

〇列状植栽地 (下刈、補植)



〇島状植栽地 (補植)



〇島状植栽地(下刈)



自然環境学習

〇植樹活動(野鳥観察会)6/12





森吉山麓高原自然再生協議会設置要綱

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、森吉山麓高原自然再生協議会(以下「協議会」と称する。)という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、北秋田市森吉山麓高原1の秋田県有地とする。

(目的)

第3条 秋田県森吉山麓高原の対象区域の自然再生事業を推進するために、必要となる 事項の協議を行うことを目的とする。

(所管事項)

- 第4条 協議会は、以下についての事務を行う。
- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

(委員)

- 第5条 協議会の委員は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1)公募による地域住民及び団体若しくは法人の代表者で、自然再生事業またはこれ に関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (2) 地域の自然環境に関する専門的知識を有する者
- (3) 関係地方公共団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を施行する日から平成33年3月31日までの5年間とする。

(辞任及び解任)

- 第6条 辞任しようとする者は、第11条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合には、協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる
- 3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の 出席を要請することができる。

(小委員会)

- 第9条 協議会は、小委員会を置くことができる。
- 2 協議会委員は、小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 小委員会は、委員長の招集により開催される。
- 5 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長 が職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の 者の出席を要請することができる。
- 7 小委員会は、協議会から付託される事項について協議し、協議概要を協議会の会議 に報告する。

(公開)

- 第10条 協議会の会議は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合を除 き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知することに努めるものとする。
- 3 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

(事務局)

- 第11条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける
- 2 事務局は秋田県農林水産部森林整備課と秋田県生活環境部自然保護課が共同で行 う。

(事務局の所掌事務)

- 第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会の会議の事務に関する事項

- (2) 協議会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

第13条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第14条 この要綱は、協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

(附則)

この要綱は平成17年7月19日から適用する。

(附則)

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成19年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成28年4月1日から適用する。